

おもいやりノースモーキング事業

「空気のきれいな施設」・「空気のきれいな車両」認証制度実施要領

平成 30 年 7 月 13 日制定

[保健福祉部保健所地域保健課]

第 1 目的

健康増進法第 25 条の受動喫煙防止を一層推進するために、禁煙に取り組む施設及び車両を認証し、公表することにより、禁煙施設及び車両の拡大を図り、たばこの煙にさらされない環境づくりを推進し、望まない受動喫煙のない社会づくりを目指す。

第 2 認証概要

1 家屋の認証

(1) 認証名

空気のきれいな施設

(2) 認証対象

人の集まる市内のすべての施設

(3) 認証要件

ア 屋内が終日全面禁煙であること。

イ 屋内全体が、すべて禁煙であることを表示していること。

ウ ビル内の施設の場合、施設のある階の共有スペースに喫煙場所がないこと。

(4) 認証ステッカー

別紙 1 のアによる。

(5) 認証マーク

認証を受けた施設は、市から交付される認証ステッカーのほか、届出により認証マークを使用することができる。

別紙 1 のイによる。

※なお、認証要件とはしないが、厚生労働省から事務連絡(平成 22 年 7 月 30 日、平成 25 年 2 月 12 日) のとおり、喫煙所は施設入り口から極力離れてることが望ましく、認証施設に対して適宜指導する。

2 車両の認証

(1) 認証名

空気のきれいな車両

(2) 認証対象

タクシー、バス、市の福祉車両、福祉団体・施設の車両及び利用者の送迎用車両

(3) 認証要件

- ア 車内が終日禁煙であること
- イ 車内の灰皿を使用していないこと

(4) 認証ステッカー

別紙1のウによる

(5) 認証マーク

認証を受けた施設は、市から交付される認証ステッカーのほか、届出により認証マークを使用することができる。

別紙1のエによる

第3 実施手順等

1 申請

- (1) 施設の認証を希望する者は、申請書（様式第1号の1）または、複数施設を申請する場合は申請書（様式第2号）を作成し、郡山市保健所長（以下、所長という）宛てに申請する。
- (2) 車両の認証を希望する者は、申請書（様式1号の2）を作成し、所長宛てに申請する。

2 審査

- (1) 認定要件の適合について、保健所職員により申請書の書類審査を行う。
- (2) 認定要件の可否の判定において、保健所職員は必要に応じて現地調査を行うことができる。

3 認証ステッカーの交付

- (1) 所長は、所定の要件を満たすと認めるときには、「空気のきれいな施設」・「空気のきれいな車両」として認証を通知し、認証ステッカーを申請者へ交付する。
- (2) 申請者が利用者への周知をするために、独自に「空気のきれいな施設」・「空気のきれいな車両」マークを使用するときは、所長に届出書（様式3号）を提出する。

4 認証ステッカーの掲示

認証を受けた申請者は、交付された認証ステッカーを認証を受けた施設、車両に掲示することができる。

5 公表

所長は、申請者が希望する場合、認証施設、車両の区分、名称、連絡先等を市のウェブサイトに随時公表を行い、市民に周知するものとする。

6 認証の変更

所長は認証を受けた申請者から認証内容の変更申請（様式第4号）が提出

されたときは、前項の規定により公表された内容の変更をする。

7 認証の取消

- (1) 所長は、認証後、要件を満たさなくなったとき及び著しく社会的秩序に反する行為等を行ったときは、その認証を取り消すものとする。
- (2) 前項の規定に基づき所長が認証を取り消したときは、認証を受けた申請者に通知するものとする。
- (3) 前項に規定に基づき認証の取り消しを受けた申請者は、認証ステッカーを返還しなければならない。

8 認証の辞退

- (1) 認証を受けた申請者は、次に掲げる事項に該当する場合は、認証を辞退することができる。
 - ア 申請者が自ら認証を辞退しようとするとき。
 - イ 認証を受けた施設が廃業または、廃止されたとき。
 - ウ 認証を受けた車両が廃車または、認証を受けた車両の管理者が廃業したとき。
- (2) 申請者は、認証の辞退をする場合、辞退届（様式第5号）を提出し、認証ステッカーを返還しなければならない。

9 制度の周知

所長は、市のウェブサイトへの掲載や地域の関係団体と連携協力して、当該制度の周知を積極的に行うものとする。

10 その他

- (1) 福島県が施行する受動喫煙防止対策を実施している施設及び車両の認証制度におけるマークの使用は、所長と福島県の協議により定める。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 おもいやりノースモーキング事業 全面禁煙・空間分煙実施施設認証制度実施要領(平成18年4月1日制定)は廃止する。
- 3 前項の要領の規定に基づき「敷地内全面禁煙実施施設」及び「施設内全面禁煙実施施設」の認証を受けた施設は、この要領により認証されたものとみなす。

別紙 1

<p>ア</p>	<p>「空気のきれいな施設」 認証ステッカー</p>	 <p>The sticker features a heart-shaped logo made of blue and pink flowing lines. Text includes '空気のきれいな施設' (Air Clean Facility), a QR code, a 'No Smoking' sign, and a footer: 'このマークは清んだ空気と思いやりの心を表しています。 認証：福島県・福島市・郡山市・いわき市'.</p>
<p>イ</p>	<p>「空気のきれいな施設」 認証マーク</p>	 <p>The mark is a simplified version of the sticker, showing the heart logo, the text '空気のきれいな施設', and the 'No Smoking' sign.</p>
<p>ウ</p>	<p>「空気のきれいな車両」 認証ステッカー</p>	 <p>The sticker features a heart-shaped logo made of blue and pink flowing lines. Text includes '空気のきれいな車両' (Air Clean Vehicle), a QR code, a 'No Smoking' sign, and a footer: 'このマークは清んだ空気と思いやりの心を表しています。 認証：福島県・福島市・郡山市・いわき市'.</p>
<p>エ</p>	<p>「空気のきれいな車両」 認証マーク</p>	 <p>The mark is a simplified version of the sticker, showing the heart logo, the text '空気のきれいな車両', and the 'No Smoking' sign.</p>